

厚生省

労働省婦人少年局婦人労働課

婦人労働資料第三号

機械器具工業における

女子整理状況調査

労働省婦人少年局

機械器具工業における女子整理状況調査

一、調査の目的

経済九原則の実施による行政整理及び企業整備にとあつて昭和二十四年一月以降、人質整理が余蘊なくされてきた。
その結果として多数の商賈者を出したが、とくに女子の商賈者の問題は諸方面の関心をあつめ失業対策の重要性が強くさげられている。
戦時中女子が著しく進出した職種とされていゝ、しかも今度の企業整備で大規模に整理された機械器具工業をとりあげて女子の解雇率はどのくらいか。解雇率は男子よりも女子が高いか。高いとすればその理由はなにか、これらの点を明らかにすることを目的としてこの調査を行つた。

二、調査の対象と方法

昭和二十四年一月以来すゝめられた企業整備の状態は月を重ねるごとに愈々はげしくなり六月から七月にかけてその最高を示した。
そこで昭和二十四年八月中旬から下旬にわたつてこの調査を行つた対象としては京浜地区の機械器具工場の中から十事業場を採入だが由緒工場はのぞいて縮小工場のうち比較的女子商賈者数の多いものを規模別にA、B、Cに分けてAは整理前従業員総数一〇〇人以上、Bは五〇人以上一〇〇〇人まで、Cは五〇人以下とし、Aを三、Bを三、Cを四、採入した。

事業場	整理前従業員総数	整理前女子従業員数	女子整理者数
第一事業場 (A)	四、一七二人	一、五八六	四三八人
第二事業場 (A)	三、〇二二	六二九	一四二
第三事業場 (A)	一、五〇八	二五九	一七一
第四事業場 (B)	九八五	四二三	一二六
第五事業場 (B)	九七〇	一三八	五七
第六事業場 (B)	六五〇	一一八	九七
第七事業場 (C)	四〇八	三五	一九
第八事業場 (C)	三九七	五八	二六
第九事業場 (C)	一八二	四一	二三
第十事業場 (C)	一七五	七九	二二

なお調査の方法は各事業場を訪問し質問形式によつて次の要項について使用者並に労働組合幹部より聴取した。

一、使用者側に対して

- (1) 整理を行つた時期
- (2) 整理を必要とした理由
- (3) 整理対象となる基準
- (4) 特別退職金に関する規定内容
- (5) 任意退職希望者をつのつたか否か。

- (6) 解雇予告をしたが又その手当を払い即日解雇したか
 - (7) 退職者の就職斡旋をしたか
 - (8) 退職者の就職状況
 - (9) 整理人員男女数並びに個人調査、年齢、勤続年数、年令、学歴、扶養家族数
 - (10) 退職金総額及び退職金を受けた人員数（男女別）
 - (11) その他（貸金返還有無等）
- 又労働組合側に対して
- (1) 整理を行った時期（一次、二次）
 - (2) 整理の理由
 - (3) 特別退職金に関する御事項
 - (4) 任意退職希望をつのつたか否か
 - (5) 整理に応じた人数
- 整理を拒否した人数
- (6) 特に女子について退職者の就職斡旋状況
 - (7) 女子退職者中生活困窮者の状況
 - (8) 組合幹部中整理の対象となつたものの数
 - (9) その他（貸金返還、スト決行等）

三、調査の結果

（一）整理基準について

十事業場において示された整理基準をみると第一表のとおり全部共通のものは長期病欠（休職者）で次に技能の低いもの、勤続成績のよくないもの、勤続年数の短いもの等が示されている。女子が整理の対象とされやすい理由として異して男子に比して女子が技能や勤続成績等に劣るところがあつたかどうかどうも個人別の整理理由が不明であつたためにその結果は死ることが出来なかつたが今後の女子雇用機会に關してこの整理基準は反省と示唆を与えるものと考えられる。

（二）整理における解雇の状況

つぎに解雇状況を概観してみると第二表のとおり十事業場すべてが貸金返還の状況にあつたこと、退職希望をつのつたものは七事業場あつたが個人面接や勧告の形式をとつたものが大部分であつた。

解雇予告をしたものは六事業場、ほか三事業場で即日解雇し退職金及予告手当金を一時払したものは六事業場、他は全額払であつた。

一方組合の圧力の関係を見ると整理発表前に分裂状態におち入り弱体化したもののもあるが豫備を行つたのは二事業場、団体交渉によつて斗つたのは五工場であつた。

（三）解雇者の男女差

調査した総整理人員数は三、七一一人でその中女子は二、二一一人で総人数中女子の占める割合は三〇・二％となつてゐる第三表にみられるとおり被整理者の男女の割合は男子二八・五％、女子三三・三％となつてゐる女子の比率がはるかに高い。

なお第四表によつて各事業場別に男子の解雇率をみるとそれは大体平均化しているのに比して女子の解雇率はその幅がきわめて大きい。最高は八二・二%、最低は二二・八%となつていてこのアンバランスは注目すべき点である。最高率の第六事業場に於ては炭兵を製造し、第三事業場は電気器具と真空管を、第七事業場は採掘機、採汁機、穴掘機を製造している。一方女子よりも男子が多く整理されている第一事業場と第十事業場に於てはむしろ愛球を製造している。

いづれが女子の通勤が否かを決めることは科学的な職務分析にまだなけければならないが大体においてその事業場の製造種目によつて解雇率の男女差が著しいことがみとめられる。なお規模別にみても男子の解雇率は総数の平均率の線に沿つてゐるが女子はA、B、C各層ともやはりその幅が大きいこのように各事業場の特殊事情が女子の解雇率にはげしくあらわれていることは女子が整理の対象とされやすい傾向をうかがうことができる。

4. 職種別における女子の解雇率

第五表による職員、工員別の女子解雇率は職員三六・六%、工員三二・五%となつていて事務的な補助部門の方が大きいことを示している。

さらに工員を直接工と間接工に分けてみると直接工二七・二%に対して間接工四六・六%となつていて、現場における補助部門においてもはるかにその比率は大きくなつてゐる。

この間接工、直接工の分類は各事業場に從つたものであるが一般的傾向として、補助部門の事務的な仕事において職員が多く整理の対象とされやすい傾向がみられる。

優れた技能をもつ熟練者となれば人員整理に際しても残されている事実の顕著な例として第六

事業場においては女子工員が八十六人中八十二人まで整理されているが直接工三名、間接工一名のことが示されている。即ちボイル盤工、旋盤工、板金工、筆工、合計四名が優れた技能者として整理からのをかれてゐる。

5. 勤務年数における特徴

勤務年数を示す第六表によると一年以上三年未満が四五・六%、三年以上五年未満二四・五%、五年以上十年が一三・六%となつていて一年未満が九五%、六ヶ月未満一三%となつていて比較的に女子においては勤務年数の多い者が整理者となつてゐることは一つの特徴とみられる。

6. 年令別に見た女子解雇者

第七表にみられるとおり女子解雇者総数を一〇〇とするとそのうちの四〇・四%は二一才―二五才でしめられている。

次いで二〇才以下が三三・二%、二六才―三〇才が一三八%で年令別に見た就業員数のうち最も高い年令層がやはり高率を示している。

7. 退職金について

解雇者初者に対する一人当り平均退職金給与額を見ると第八表の如く平均男子の三六・五一六円に対し女子は一七・四八〇円であつた。この差は退職金算定基準の男女差によるものではなく全く男子に比して女子の給与並に勤続年数の低いことによるものである。

8. 女子解雇者と扶養家族について

女子解雇者のうちで扶養家族をもつてゐるものは第九表にみられるとおり女子解雇者総数に対して僅かに大半をしめしているのみである。

第一表 企業整理に於ける整理基準 (1949年8月調)

整理基準事項	第一事業場	第二事業場	第三事業場	第四事業場	第五事業場	第六事業場	第七事業場	第八事業場	第九事業場	第十事業場	計
技能低いもの	○	○	○	○		○	○	○	○	○	9
長期欠 (休職者)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
勤務成績のよくないもの	○	○	○	○	○	○		○	○		8
勤続年数の短いもの		○	○	○		○		○	○		6
命令者 (偉年者)		○	○		○	○	○	○	○		7
不要不急部門にいるもの	○	○	○	○	○			○	○		7
社規をみだすもの	○					○		○	○		3
冗員となり配置転換不可能	○		○	○		○	○	○	○		7
全社業務に協力せぬもの	○	○	○						○		4
退職希望者				○	○	○			○	○	5
解雇による影響のない				○		○	○				3
通勤に難あるもの				○							1

第二表 企業整理に於ける解雇状況 (1949年8月調)

解雇状況	第一事業場	第二事業場	第三事業場	第四事業場	第五事業場	第六事業場	第七事業場	第八事業場	第九事業場	第十事業場	計
退職希望をつのつた	○			○	○	○		○	○	○	7
賃金逓配	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
解雇予告をした	○					○				○	3
即時解雇	○	○	解雇予告提出者		○	○			○		6
拒否者有	○		解雇予告提出者	○			○	○		○	5
スト決行す					○	○					2
ストは決行しなかったが団体交渉を行った	○	○	○			○	○				5
会社側の整理基準を了解しない	○	○				○					3

結 び

以上の調査結果によれば、女子の解雇率は男子よりも高いことが示され、しかも各事業場の特殊事情が女子の解雇率には大きくあらわれている。各事業場の解雇基準において、労働者として女子であることを理由とする差別的取扱が事実上あったか否かは明かにされていない。しかし事実があつたとしても労働基準法では、賃金以外の労働時間その他の労働条件についての差別的取扱に關してはふれてないため、それは一つの問題を提示するにすぎない。

この調査の結果から女子の解雇率の高い理由を求めるとき次の三つの根本的な原因が考えられる。第一には女子の職業に対する意識の低いこと、即ち女子は雇われやすく、解雇されやすい、一時的労働力、安価な労働力として甘んじていること。また特別退職金という目前の餌のために簡単に職場を離れたことなどがあげられる。

第二に従来、女子は職業教育の機会が均等に与えられなかつたこと、とくに機械器具工業においては、技能をもたない女子は単純作業、或は責任のない軽い仕事につかされ、従つて整理の際にその対象とされやすい結果となつたこと。

第三に、使用者及び一般社会の婦人労働に対する理解と認識の欠陥があげられる。

以上の点について考えるとき、今日の婦人労働にとつてまさに深い反省と警告を与えるものと云いうるであらう。

第五表 職種別女子解雇率 (1949年8月調)

事業場別	職種別	整理前女子従業員数				女子整理人員				女子解雇率			
		職員	工 員			職員	工 員			職員	工 員		
			総数	間接工	直接工		総数	間接工	直接工		総数	間接工	直接工
第一事業場		245	1341	381	950	82	358	132	226	33.5	26.5	33.8	23.6
第二事業場		168	465	88	377	64	78	22	56	11.2	16.9	25.6	14.8
第三事業場		6	253	141	112	3	168	113	55	52.0	66.4	82.1	49.1
第四事業場		29	394	94	300	7	119	44	75	24.1	34.3	46.8	25.0
第五事業場		39	199	8	91	15	42	5	37	38.5	42.4	12.5	40.0
第六事業場		32	86	30	56	15	82	29	53	46.9	95.3	96.9	94.6
第七事業場		19	16	8	8	11	8	6	2	57.9	54.0	25.0	25.0
第八事業場		12	48	19	29	4	22	10	12	33.3	47.8	52.6	44.4
第九事業場		9	32	11	21	4	19	6	13	44.4	53.1	54.5	57.0
第十事業場		18	63	0	63	4	18	0	18	25.0	28.6	0	28.6
計		571	2795	788	2007	209	912	367	545	36.6	32.8	46.6	27.2

第六表 解雇女子労働者の勤続年限調 (1949年8月調)

事業場別	勤続年限別	総数	勤続年限								不明
			6月未満	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	
第一事業場		438	9	14	216	107	65	25	3	3	3
第二事業場		142	-	5	76	29	18	8	-	-	6
第三事業場		171	-	44	75	33	14	-	2	-	-
第四事業場		126	2	29	22	27	36	10	-	-	-
第五事業場		57	-	2	28	20	8	1	-	-	-
第六事業場		97	-	7	57	29	4	-	-	-	-
第七事業場		19	-	2	5	9	2	1	-	-	-
第八事業場		26	2	2	10	7	5	-	-	-	-
第九事業場		23	-	1	10	10	2	-	-	-	-
第十事業場		22	1	1	14	4	1	1	-	-	-
計		1121	14	107	511	275	153	44	5	12	12
%		100	1.3	9.5	45.6	24.5	13.6	3.9	0.4	1.1	1.1

第三表 機械器具工場における女子整理状況調 (1949年8月調)

事業場別	整理人員	男子整理人員	女子整理人員	総整理人員に対する女子の割合
	総数	男子	女子	
第一事業場	542	400	142	26.2%
第二事業場	1288	850	438	34.0
第三事業場	713	542	171	24.0
第四事業場	253	127	126	49.8
第五事業場	315	258	57	18.1
第六事業場	237	140	97	40.9
第七事業場	109	90	19	17.4
第八事業場	133	107	26	19.5
第九事業場	70	47	23	32.9
第十事業場	51	29	22	43.1
計	3711	2590	1121	30.2

第四表 女子の解雇率 (1949年8月調)

事業場別	区分	整理前従業員数			整理人員			解雇率 %		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
第一事業場		4172	2586	1586	1288	850	438	30.9	32.1	27.6
第二事業場		5022	2393	2629	542	400	142	17.9	16.7	22.6
第三事業場		1508	1249	259	713	542	171	47.3	43.4	66.0
第四事業場		985	562	423	253	127	126	25.7	22.6	29.8
第五事業場		970	832	138	315	258	57	32.5	31.0	41.3
第六事業場		650	532	118	237	140	97	36.5	26.3	82.2
第七事業場		408	373	35	109	90	19	26.7	24.1	54.3
第八事業場		397	339	58	133	107	26	33.5	31.6	44.8
第九事業場		182	141	41	70	47	23	38.5	33.3	56.1
第十事業場		175	96	79	51	29	22	29.1	30.2	27.8
計		12469	9103	3366	3711	2590	1121	29.8	28.5	33.3

第九表 女子商販者扶養家族調査

(1949年8月調査)

事業場別	女子商販者総数	扶養家族数					女子商販者総数に対する扶養家族所有者の割合
		1人	2人	3人	4人		
第一事業場	438	2	1	2	1		4.8%
第二事業場	142	1	2	2	1		9.2
第三事業場	171	10	2	3	1		5.8
第四事業場	126	2	1	1	1		1.6
第五事業場	57	1	2	1	1		8.8
第六事業場	97	7	4	2	1		7.2
第七事業場	19	1	1	1	1		5.3
第八事業場	26	3	1	1	1		11.5
第九事業場	23	4	2	1	1		17.4
第十事業場	22	1	1	1	1		4.5
計	1,121	67	36	15	14	2	6.0

第七表 女子離職者年令調査

(1949年8月調査)

事業場別	年令別	20以下	21~25	26~30	31~40	41~50	51~60	61以上	不明
第一事業場	438	170	162	65	25	12	1	1	2
第二事業場	142	29	64	27	13	2	1	1	6
第三事業場	171	36	80	24	20	7	1	1	3
第四事業場	126	63	40	12	7	2	2	1	1
第五事業場	57	21	21	3	5	1	5	1	1
第六事業場	97	30	48	6	9	2	2	1	1
第七事業場	19	3	8	6	2	1	1	1	1
第八事業場	26	4	10	4	3	3	1	1	1
第九事業場	23	9	12	1	1	1	1	1	1
第十事業場	22	7	8	4	1	1	1	1	1
計	1,121	372	453	155	84	30	13	3	11
%	100	33.2	40.4	13.8	7.5	2.7	1.2	0.3	1.0

第八表 解雇労働者に対する退職金一人当り平均給付額

(1949年8月調査)

事業場別		支給人数			支給総額			一人当り平均支給額		
事業場別	人数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
第一事業場	1285	856	438	14390.471 ¹⁾	56126.172 ¹⁾	8204.377 ¹⁾	34.415 ¹⁾	42.572 ¹⁾	18.431 ¹⁾	
第二事業場	542	400	142	19,074.620	16,448.500	2,626.120	35.193	41.121	18,493	
第三事業場	713	542	171	19,405.451	15,106.485	2,298.966	24.412	27.277	12.444	
第四事業場	253	127	126	5,688.023	3,827.577	1,860.446	22.522	30.138	14,845	
第五事業場	315	258	57	11,035.431	8,145.741	1,389.690	31.859	37.387	24,377	
第六事業場	237	140	97	5,435.710	3,918.787	1,515.923	23.935	27.998	15,731	
第七事業場	109	90	19	3,478.153	3,074.678	403.475	31.910	34.163	21,236	
第八事業場	133	107	26	4,507.876	4,007.726	500.150	33.894	37.455	19,237	
第九事業場	90	47	23	1,768.800	1,457.800	311.000	25.283	31.017	13,565	
第十事業場	51	29	22	1,374.828	909.801	474.127	26.959	31.062	21,551	
計	3711	2570	1121	114,170.463	94,575.477	19,594.886	30.765	36.516	19,480	

註 支給総額の中には平均手当を含む
一人当り平均支給額は男女別支給総額を男女別人数で除した数